

旧	新	備考																																												
<p style="text-align: center;"><b>第4章 災害予防計画</b></p> <p><u>災害の予防は</u>、基本法第47条に定める災害予防責任者がそれぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>第1 災害危険区域</b></p> <p>(1) 災害の発生が予想される災害危険区域は、資料編に掲載する資料9から14のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">図表 災害危険区域（箇所数）</p> <table border="1" data-bbox="189 865 1252 1255"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>該当箇所数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要水防箇所・水防区域</td> <td>5箇所</td> <td>資料9</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地すべり・がけ崩れ等危険区域</td> <td>5箇所</td> <td rowspan="3">資料10</td> </tr> <tr> <td>13箇所</td> </tr> <tr> <td>0箇所</td> </tr> <tr> <td>土石流危険溪流</td> <td>7溪流7箇所</td> <td>資料12</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域</td> <td>2箇所</td> <td>資料13</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">山地災害危険地区</td> <td>20箇所</td> <td rowspan="3">資料13</td> </tr> <tr> <td>32箇所</td> </tr> <tr> <td>3箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>	区分	該当箇所数	備考	重要水防箇所・水防区域	5箇所	資料9	地すべり・がけ崩れ等危険区域	5箇所	資料10	13箇所	0箇所	土石流危険溪流	7溪流7箇所	資料12	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	2箇所	資料13	山地災害危険地区	20箇所	資料13	32箇所	3箇所	<p style="text-align: center;"><b>第4章 災害予防計画</b></p> <p><u>災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから</u>、基本法第47条に定める災害予防責任者がそれぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>第1 災害危険区域</b></p> <p>(1) 災害の発生が予想される災害危険区域は、資料編に掲載する資料9から14のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">図表 災害危険区域（箇所数）</p> <table border="1" data-bbox="1341 865 2398 1255"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>該当箇所数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要水防箇所・水防区域</td> <td>5箇所</td> <td>資料9</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地すべり・がけ崩れ等危険区域</td> <td><u>地すべり危険区域・防止区域</u></td> <td rowspan="3">資料11</td> </tr> <tr> <td><u>急傾斜地崩壊危険区域・危険区域</u></td> </tr> <tr> <td><u>砂防関係施設</u></td> </tr> <tr> <td>土石流危険溪流</td> <td>7溪流7箇所</td> <td>資料12</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域</td> <td>2箇所</td> <td>資料13</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">山地災害危険地区</td> <td><u>山腹崩壊危険地区</u></td> <td rowspan="3">資料14</td> </tr> <tr> <td><u>崩壊土砂流出危険地区</u></td> </tr> <tr> <td><u>地すべり危険地区</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>	区分	該当箇所数	備考	重要水防箇所・水防区域	5箇所	資料9	地すべり・がけ崩れ等危険区域	<u>地すべり危険区域・防止区域</u>	資料11	<u>急傾斜地崩壊危険区域・危険区域</u>	<u>砂防関係施設</u>	土石流危険溪流	7溪流7箇所	資料12	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	2箇所	資料13	山地災害危険地区	<u>山腹崩壊危険地区</u>	資料14	<u>崩壊土砂流出危険地区</u>	<u>地すべり危険地区</u>	<p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>区域の詳細に係る区分セルの追加に伴う修正</p> <p>誤記の訂正に伴う修正（軽微な変更）</p> <p>区域の詳細に係る区分セルの追加に伴う修正</p> <p>誤記の訂正に伴う修正（軽微な変更）</p>
区分	該当箇所数	備考																																												
重要水防箇所・水防区域	5箇所	資料9																																												
地すべり・がけ崩れ等危険区域	5箇所	資料10																																												
	13箇所																																													
	0箇所																																													
土石流危険溪流	7溪流7箇所	資料12																																												
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	2箇所	資料13																																												
山地災害危険地区	20箇所	資料13																																												
	32箇所																																													
	3箇所																																													
区分	該当箇所数	備考																																												
重要水防箇所・水防区域	5箇所	資料9																																												
地すべり・がけ崩れ等危険区域	<u>地すべり危険区域・防止区域</u>	資料11																																												
	<u>急傾斜地崩壊危険区域・危険区域</u>																																													
	<u>砂防関係施設</u>																																													
土石流危険溪流	7溪流7箇所	資料12																																												
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	2箇所	資料13																																												
山地災害危険地区	<u>山腹崩壊危険地区</u>	資料14																																												
	<u>崩壊土砂流出危険地区</u>																																													
	<u>地すべり危険地区</u>																																													
<p><b>第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画</b></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、<u>避難指示(緊急)、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始（以下「避難勧告等」という。）</u>の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。</p>	<p><b>第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画</b></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、<u>自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに</u>、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、<u>避難指示、高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）</u>の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p>																																												

旧	新	備考
<p>3 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>(略)</p> <p>※北海道地域防災マスター</p>	<p>3 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう<u>地図情報その他の方法により</u>公開に努める。</p> <p>(略)</p> <p>※北海道地域防災マスター</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p><u>北海道</u>が認定する地域における防災リーダーで、消防や市町村等で防災業務を経験してきた方が（総合）振興局ごとに開催する研修を修了し、指導者としての心構えなどを身につけた上で認定される。</p> <p>なお、北海道地域防災マスターの活動はあくまでボランティアで行われるものである。</p>	<p><u>道</u>が認定する地域における防災リーダーで、消防や市町村等で防災業務を経験してきた方が（総合）振興局ごとに開催する研修を修了し、指導者としての心構えなどを身につけた上で認定される。</p> <p>なお、北海道地域防災マスターの活動はあくまでボランティアで行われるものである。</p>	<p>表記の統一（軽微な変更）</p>
<p>第2 配慮すべき事項</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第4 普及・啓発を要する事項</p> <p>(略)</p>	<p>第2 配慮すべき事項</p> <p>(略)</p> <p><u>4 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>5 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</u></p> <p><u>6 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</u></p> <p><u>7 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4 普及・啓発を要する事項</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p>第4 普及・啓発を要する事項</p> <p>(略)</p>	<p>第4 普及・啓発を要する事項</p> <p>1 <u>本計画</u>の概要</p> <p>(略)</p>	<p>表記の統一（軽微な変更）</p>
<p>第5 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発及び教育の推進</p> <p>1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践<u>活動</u>（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。</p> <p>2 学校における体系的<u>な</u>防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第5 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発及び教育の推進</p> <p>1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象<u>や</u>災害の予防等の知識の向上及び防災の実践<u>的な対応方法</u>（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。</p> <p>2 学校における体系的<u>かつ地域の災害リスクに基づいた</u>防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考												
<p data-bbox="172 254 1086 289"><b>第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画</b></p> <hr/> <p data-bbox="157 384 1252 499">村は、災害時において住民の生活を確保するため、食料その他の物資の確保及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備、<u>地域の備蓄量、供給事業者の保有量</u>の把握に努める。</p> <p data-bbox="181 510 914 541">その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。</p> <p data-bbox="210 810 602 842"><b>第1 食料その他の物資の確保</b></p> <p data-bbox="210 867 1252 982">村は、<u>あらかじめ関係機関及び保有業者と食料品や日用品等の調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における応急生活物資の確保</u>に努める。</p> <p data-bbox="240 1402 1107 1434">また、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。</p> <p data-bbox="216 1461 436 1493"><b>1 家庭での備蓄</b></p> <p data-bbox="225 1503 1252 1661">(1) <u>住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等を各家庭において確保できるよう、防災週間や防災関連行事等を通じた広報等あらゆる機会を用いて啓発を図る。</u></p> <p data-bbox="691 1671 744 1703">(略)</p>	<p data-bbox="1320 254 2234 289"><b>第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画</b></p> <hr/> <p data-bbox="1299 384 2401 541">村は、災害時において住民の生活を確保するため、食料その他の物資の確保及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備、<u>地域内の備蓄物資や物資拠点について、物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量とあわせて、備蓄量等</u>の把握に努める。</p> <p data-bbox="1329 552 2062 583">その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。</p> <p data-bbox="1299 594 2401 709"><u>また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p data-bbox="1359 810 1751 842"><b>第1 食料その他の物資の確保</b></p> <p data-bbox="1359 867 2401 1024">村は、<u>災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用する等、物資の調達体制の整備</u>に努める。</p> <p data-bbox="1397 1035 1576 1066"><b>【備蓄品の例】</b></p> <table border="1" data-bbox="1359 1073 2368 1377"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1359 1073 1576 1115"><u>食料</u></td> <td data-bbox="1576 1073 2368 1115"><u>米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク など</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1115 1576 1157"><u>飲料水</u></td> <td data-bbox="1576 1115 2368 1157"><u>保存用水</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1157 1576 1199"><u>生活必需品</u></td> <td data-bbox="1576 1157 2368 1199"><u>毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用、大人用）など</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1199 1576 1241"><u>衛生用品</u></td> <td data-bbox="1576 1199 2368 1241"><u>マスク、消毒液 など</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1241 1576 1283"><u>燃料</u></td> <td data-bbox="1576 1241 2368 1283"><u>ガソリン、灯油、軽油 など</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1283 1576 1377"><u>その他</u></td> <td data-bbox="1576 1283 2368 1377"><u>簡易トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、空気清浄機、ストーブ、パーテーション、ブルーシート、土のう袋 など</u></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1389 1402 2255 1434">また、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。</p> <p data-bbox="1365 1461 1584 1493"><b>1 家庭での備蓄</b></p> <p data-bbox="1374 1503 2401 1661">(1) <u>村は、防災週間や防災関連行事等のあらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等を各家庭において確保できるよう、広報等を用いて啓発を図る。</u></p> <p data-bbox="1834 1671 1887 1703">(略)</p>	<u>食料</u>	<u>米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク など</u>	<u>飲料水</u>	<u>保存用水</u>	<u>生活必需品</u>	<u>毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用、大人用）など</u>	<u>衛生用品</u>	<u>マスク、消毒液 など</u>	<u>燃料</u>	<u>ガソリン、灯油、軽油 など</u>	<u>その他</u>	<u>簡易トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、空気清浄機、ストーブ、パーテーション、ブルーシート、土のう袋 など</u>	<p data-bbox="2418 380 2674 411">道計画の修正に伴う修正</p> <p data-bbox="2418 590 2674 621">道計画の修正に伴う修正</p> <p data-bbox="2418 863 2674 894">道計画の修正に伴う修正</p> <p data-bbox="2418 1493 2674 1524">道計画の修正に伴う修正</p>
<u>食料</u>	<u>米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク など</u>													
<u>飲料水</u>	<u>保存用水</u>													
<u>生活必需品</u>	<u>毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用、大人用）など</u>													
<u>衛生用品</u>	<u>マスク、消毒液 など</u>													
<u>燃料</u>	<u>ガソリン、灯油、軽油 など</u>													
<u>その他</u>	<u>簡易トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、空気清浄機、ストーブ、パーテーション、ブルーシート、土のう袋 など</u>													

旧	新	備考
<p data-bbox="172 247 807 289"><b>第4節 相互応援（受援）体制整備計画</b></p> <hr/> <p data-bbox="688 382 747 415">（略）</p> <p data-bbox="207 424 492 457"><b>第1 基本的な考え方</b></p> <p data-bbox="207 483 1252 604">村をはじめとする災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を実施できるよう、平常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努める。</p> <p data-bbox="207 617 1252 739">また、企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。</p> <p data-bbox="207 751 1252 1054">さらに、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、防災総合訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、<u>応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し</u>、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。</p> <p data-bbox="207 1276 546 1310"><b>第2 相互応援体制の整備</b></p> <p data-bbox="207 1335 1252 1457">1 村は、道や他の市町村への応援要求を迅速に実施できるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うほか、道や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、<u>応援体制</u>及び受援体制を整える。</p> <p data-bbox="688 1516 747 1549">（略）</p> <p data-bbox="207 1562 1252 1684">3 <u>村は、相互応援協定の締結に当たっては</u>、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。</p>	<p data-bbox="1317 247 1952 289"><b>第4節 相互応援（受援）体制整備計画</b></p> <hr/> <p data-bbox="1822 382 1881 415">（略）</p> <p data-bbox="1353 424 1638 457"><b>第1 基本的な考え方</b></p> <p data-bbox="1353 483 2398 604">村をはじめとする災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を実施できるよう、平常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努める。</p> <p data-bbox="1353 617 2398 739">また、企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。</p> <p data-bbox="1353 751 2398 1234">さらに、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、防災総合訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、<u>受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース確保を受け行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し</u>、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。</p> <p data-bbox="1353 1276 1798 1310"><b>第2 相互応援（受援）体制の整備</b></p> <p data-bbox="1353 1335 2398 1499">1 村は、道や他の市町村への応援要求<u>又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から</u>災害対策上必要な資料の交換を行うほか、<u>あらかじめ</u>道や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、<u>必要な応援準備</u>及び受援体制を整える。</p> <p data-bbox="1822 1516 1881 1549">（略）</p> <p data-bbox="1353 1562 2398 1768">3 <u>災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、</u>近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。</p>	<p data-bbox="2415 474 2671 508">道計画の修正に伴う修正</p> <p data-bbox="2415 894 2671 928">道計画の修正に伴う修正</p> <p data-bbox="2415 1272 2694 1306">道計画との整合に伴う修正</p> <p data-bbox="2415 1331 2694 1365">道計画との整合に伴う修正</p> <p data-bbox="2415 1554 2671 1587">道計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p><b>第3 ボランティア活動の環境整備</b></p> <p>村は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時から道、日本赤十字社、占冠村社会福祉協議会等並びにボランティア団体との相互の連携を図り、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及・啓発を行う。</p> <p>また、村及び占冠村社会福祉協議会は、占冠村災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努めるなど、その活動環境の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p><b>第5節 自主防災組織の育成等に関する計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 非常時及び災害時の活動</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難の実施</p> <p>村長等から<u>避難勧告、避難指示（緊急）や避難行動に時間を要する要配慮者・支援者等に対する避難準備・高齢者等避難開始</u>が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。</p> <p>特に、避難行動要支援者に対しては、地域の協力のもとに避難させる。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第3 <u>災害時における</u>ボランティア活動の環境整備</b></p> <p><u>1 村は、平常時から地域団体、NPO、ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討する。</u></p> <p><u>2 村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</u></p> <p><u>3 村は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を研修や訓練を通じて推進する。</u></p> <p><u>4 村は、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第5節 自主防災組織の育成等に関する計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 非常時及び災害時の活動</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難の実施</p> <p>村長等から<u>緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示」という。）</u>が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。</p> <p>特に、避難行動要支援者に対しては、地域の協力のもとに避難させる。</p> <p>(略)</p>	<p>道計画との整合に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p data-bbox="172 254 596 296"><b>第6節 避難体制整備計画</b></p> <p data-bbox="691 386 744 422">(略)</p> <p data-bbox="210 432 531 468"><b>第1 避難誘導體制の構築</b></p> <p data-bbox="691 489 744 525">(略)</p> <p data-bbox="210 535 1255 703">2 村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。</p> <p data-bbox="210 714 1255 924">3 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことが返って危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきこと</u>について、村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p data-bbox="210 982 1255 1108">4 村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努める。</p> <p data-bbox="210 1119 314 1155"><u>(新規)</u></p>	<p data-bbox="1320 254 1745 296"><b>第6節 避難体制整備計画</b></p> <p data-bbox="1834 386 1887 422">(略)</p> <p data-bbox="1359 432 1679 468"><b>第1 避難誘導體制の構築</b></p> <p data-bbox="1834 489 1887 525">(略)</p> <p data-bbox="1359 535 2398 703">2 村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。</p> <p data-bbox="1359 714 2398 976">3 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、<u>安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことが返って危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきこと</u>について、村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p data-bbox="1359 982 2398 1197">4 村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、<u>広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）</u>の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、<u>災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等</u>を定めるよう努める。</p> <p data-bbox="1359 1207 2398 1459">5 <u>保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、村の防災担当との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p>	<p data-bbox="2418 525 2671 556">道計画の修正に伴う修正</p> <p data-bbox="2418 703 2671 735">道計画の修正に伴う修正</p> <p data-bbox="2418 976 2671 1008">道計画の修正に伴う修正</p> <p data-bbox="2418 1207 2671 1239">道計画の修正に伴う修正</p>
<p data-bbox="210 1476 1255 1560">5 村は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。</p> <p data-bbox="210 1570 1255 1644">6 村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設間と村との連絡・連携体制の構築に努める。</p>	<p data-bbox="1359 1476 2398 1560">6 村は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。</p> <p data-bbox="1359 1570 2398 1644">7 村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設間と村との連絡・連携体制の構築に努める。</p>	<p data-bbox="2418 1470 2730 1501">番号の繰り下げ（軽微な変更）</p> <p data-bbox="2418 1554 2730 1585">番号の繰り下げ（軽微な変更）</p>
<p data-bbox="210 1659 314 1694"><u>(新規)</u></p>	<p data-bbox="1359 1659 2398 1774">8 <u>村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</u></p>	<p data-bbox="2418 1648 2671 1680">道計画の修正に伴う修正</p>



旧	新	備考
<p>(略)</p> <p>(4) 村は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。</p> <p>(5) 村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、<u>指定</u>管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p><b>第5 避難誘導體制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 風水害の場合は、浸水、斜面崩壊等のおそれがあるため、気象情報や巡視によって周辺状況を把握し、洪水ハザードマップ及び土砂災害危険箇所等の情報をもとに、浸水及び危険箇所を避け、道路の機能性や安全性に配慮した避難経路を設定することとする。特に、浸水や土砂災害の危険箇所のある地区においては、地区の避難所が利用できない場合も想定に加え、避難判断基準をもとに早期に避難勧告等を発令し、避難を開始することとする。</p> <p>(3) 避難判断基準を参考に特に避難行動要支援者、危険箇所付近の住民の安全な避難を最優先に実施することとする。なお、避難勧告等を発令する際は、長期に滞在可能である指定避難所を最優先に開設する。最寄りの避難場所は、原則として指定緊急避難場所とし、必要に応じて長期に滞在可能である指定避難所へ集団で避難を行う集合場所として活用する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第6 村及び関係機関の避難計画の策定等</b></p> <p><b>1 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知</b></p> <p>村は、適時・適切に<u>避難勧告等</u>を発令するため、あらかじめ<u>避難勧告等</u>の具体的な判断基準（発令基準）を策定するとともに、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、<u>避難勧告等</u>の意味と内容の説明、避難すべき区域や<u>避難勧告等</u>の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努める。</p> <p>また、躊躇なく<u>避難勧告等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努める。</p> <p><b>2 ハザードマップ等の作成及び住民等への周知</b></p> <p>村は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載したハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講じるよう努める。</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 村は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。<u>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。</u></p> <p>(5) 村は、指定管理施設<u>や民間の施設</u>が指定避難所となっている場合には、<u>施設</u>管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p><b>第5 避難誘導體制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 風水害の場合は、浸水、斜面崩壊等のおそれがあるため、気象情報や巡視によって周辺状況を把握し、洪水ハザードマップ及び土砂災害危険箇所等の情報をもとに、浸水及び危険箇所を避け、道路の機能性や安全性に配慮した避難経路を設定することとする。特に、浸水や土砂災害の危険箇所のある地区においては、地区の避難所が利用できない場合も想定に加え、避難判断基準をもとに早期に<u>避難指示等</u>を発令し、避難を開始することとする。</p> <p>(3) 避難判断基準を参考に特に避難行動要支援者、危険箇所付近の住民の安全な避難を最優先に実施することとする。なお、<u>避難指示等</u>を発令する際は、長期に滞在可能である指定避難所を最優先に開設する。最寄りの避難場所は、原則として指定緊急避難場所とし、必要に応じて長期に滞在可能である指定避難所へ集団で避難を行う集合場所として活用する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第6 村及び関係機関の避難計画の策定等</b></p> <p><b>1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知</b></p> <p>村は、適時・適切に<u>避難指示等</u>を発令するため、あらかじめ<u>避難指示等</u>の具体的な判断基準（発令基準）を策定するとともに、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、<u>避難指示等</u>の意味と内容の説明、避難すべき区域や<u>避難指示等</u>の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努める。</p> <p>また、躊躇なく<u>避難指示等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努める。</p> <p><b>2 ハザードマップ等の作成及び住民等への周知</b></p> <p>村は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載したハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講じるよう努める。</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>法改正に伴う修正</p> <p>法改正に伴う修正</p> <p>法の改正に伴う修正</p>



旧	新	備考
<p>3 村の避難計画</p> <p>村は、次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて、避難体制の確立に努める。</p> <p>また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、各自治会及び住民組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(1) <u>避難勧告等</u>を発令する基準及び伝達方法 (略)</p> <p>第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画</p>	<p><u>ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</u></p> <p>3 村の避難計画</p> <p>村は、次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて、避難体制の確立に努める。</p> <p>また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、各自治会及び住民組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、<u>個別避難計画の作成</u>等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(1) <u>避難指示等</u>を発令する基準及び伝達方法 (略)</p> <p>第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>法の改正に伴う修正</p>
<p>(略)</p> <p>第1 安全対策</p> <p>災害発生時には、避難行動要支援者を含む要配慮者が被害を受ける場合が多い。このため、村、社会福祉施設等の管理者は、要配慮者の安全を確保するため、住民、自主防災組織（行政区）、民生委員等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。</p>	<p>(略)</p> <p>第1 安全対策</p> <p>災害時には、避難行動要支援者を含む要配慮者が被害を受ける場合が多い。このため、村、社会福祉施設等の管理者は、要配慮者の安全を確保するため、住民、自主防災組織（行政区）、民生委員等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p>1 <u>占冠村</u>の対策</p> <p>村は、総務課、住民課、福祉子育て支援課などをはじめとする関係部局の連携のもと、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、<u>避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿を作成・定期的な更新を行う。</u></p> <p>また、富良野消防署占冠支署、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進する。</p> <p>(1) <u>全体計画</u>・村防災計画の策定</p> <p>村は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、村防災計画に定める<u>とともに、細目的な部分も含め、防災計画の下位計画として全体計画を定める。</u></p>	<p>1 <u>村</u>の対策</p> <p>村は、総務課、住民課、福祉子育て支援課などをはじめとする関係部局の連携のもと、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的な更新を行う。</u></p> <p>また、富良野消防署占冠支署、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進する。</p> <p>(1) <u>地域防災計画</u>の策定</p> <p>村は、<u>名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等</u>を整理し、そのうち、重要事項を地域防災計画に定める。</p>	<p>表記の統一（軽微な変更）</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p>



旧	新	備考
<p>(略)</p> <p>(11) *福祉避難所の指定</p> <p>村は、長期滞在が必要な事態となった場合で、<u>一般避難所</u>では生活に支障を来たす人に対し、占冠村保健福祉センターを活用し、<u>一般の避難所</u>では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。</p> <p>※ 福祉避難所</p> <p>既存の建物を活用し、<u>一般の避難所</u>では生活に支障を来す人のケアや、要配慮者に配慮した設備等がある避難所。</p> <p>なお、福祉避難所は、各避難所での避難生活及び保護が困難な要配慮者の受入れを行う二次避難所として開設する。</p> <p>2 要配慮者に対する避難誘導體制</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>避難準備・高齢者等避難開始の活用</u></p> <p>村は、避難行動要支援者を含む要配慮者が安全に避難できるよう、<u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令する判断基準を自然災害ごとに定め、災害時において適時適切に発令する。</p> <p>また、避難行動要支援者の避難行動には比較的長い時間を要することを考慮し、「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」を「避難行動要支援者避難情報」と位置づけ、安全な避難行動が行われるよう避難準備情報を活用する。</p> <p>特に、土砂災害が発生するおそれのある地区に住む要配慮者等の避難について、避難が夜間になりそうな場合には日没前に避難が完了できるよう、早期の発令に努める。</p> <p>なお、情報の伝達手段は、身体的特性等に応じた適切なものを選択し、迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。</p> <p>(略)</p> <p>4 社会福祉施設等の対策</p> <p>(1) 防災設備等の整備</p> <p>社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。</p> <p>また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(11) *福祉避難所の指定</p> <p>村は、長期滞在が必要な事態となった場合で、<u>避難所内の一般の避難スペース</u>では生活に支障を来たす人に対し、占冠村保健福祉センターを活用し、<u>避難所内の一般の避難スペース</u>では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。</p> <p>※ 福祉避難所</p> <p>既存の建物を活用し、<u>避難所内の一般の避難スペース</u>では生活に支障を来す人のケアや、要配慮者に配慮した設備等がある避難所。</p> <p>なお、福祉避難所は、各避難所での避難生活及び保護が困難な要配慮者の受入れを行う二次避難所として開設する。</p> <p>2 要配慮者に対する避難誘導體制</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>高齢者等避難の活用</u></p> <p>村は、避難行動要支援者を含む要配慮者が安全に避難できるよう、<u>避難指示、高齢者等避難</u>を発令する判断基準を自然災害ごとに定め、災害時において適時適切に発令する。</p> <p>また、避難行動要支援者の避難行動には比較的長い時間を要することを考慮し、「<u>高齢者等避難</u>」を「避難行動要支援者避難情報」と位置づけ、安全な避難行動が行われるよう避難準備情報を活用する。</p> <p>特に、土砂災害が発生するおそれのある地区に住む要配慮者等の避難について、避難が夜間になりそうな場合には日没前に避難が完了できるよう、早期の発令に努める。</p> <p>なお、情報の伝達手段は、身体的特性等に応じた適切なものを選択し、迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。</p> <p>(略)</p> <p>4 社会福祉施設等の対策</p> <p>(1) 防災設備等の整備</p> <p>社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。</p> <p>また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。</p> <p><u>特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>法改正に伴う修正</p> <p>法改正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p><b>第3 援助活動</b></p>	<p><b>第2 援助活動</b></p>	<p>文言の修正（軽微な変更）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p><b>第4 外国人に対する対策</b></p>	<p><b>第3 外国人に対する対策</b></p>	<p>文言の修正（軽微な変更）</p>
<p>村は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置づけ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続等、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。</p>	<p>村は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置づけ、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続等、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p><b>第5 観光客に対する対策</b></p>	<p><b>第4 観光客に対する対策</b></p>	<p>文言の修正（軽微な変更）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p><b>第8節 情報収集・伝達体制整備計画</b></p>	<p><b>第8節 情報収集・伝達体制整備計画</b></p>	
<p>(略)</p> <p><b>第1 防災会議構成機関</b></p> <p>1 村及び防災会議構成機関は、情報等の収集及び連絡を迅速かつ的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、あらかじめ防災会議会長（村長）に報告する。</p>	<p>(略)</p> <p><b>第1 防災会議構成機関</b></p> <p>1 村及び防災会議構成機関は、情報等の収集及び連絡を迅速かつ的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、あらかじめ防災会議会長（村長）に報告する。</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p>2 村は、情報に関し、必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、<b>防災計画</b>（資料編）に掲載するよう努める</p>	<p>2 村は、情報に関し、必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、<b>本計画</b>（資料編）に掲載するよう努める</p>	<p>表記の統一（軽微な変更）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p><b>第2 情報収集・伝達体制の整備</b></p>	<p><b>第2 情報収集・伝達体制の整備</b></p>	
<p>(略)</p> <p>3 村は、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも<b>十分配慮</b>する。</p> <p>なお、無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとし、この場合、周波数割り当て等による対策を講ずる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施する。</p> <p>また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努める。</p>	<p>(略)</p> <p>3 村は、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも<b>連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。</b></p> <p>なお、無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとし、この場合、周波数割り当て等による対策を講ずる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施する。</p> <p>また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努める。</p>	<p>道計画の修正に伴う修正。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

旧	新	備考
<p><b>第9節 建築物災害予防計画</b></p> <hr/> <p>(略)</p> <p><b>第2 かけ地に近接する建築物の防災対策</b></p> <p>(略)</p> <p>2 村は、国及び道と協力して、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表する<u>よう努めるとともに、</u>滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施する<u>よう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第10節 消防計画</b></p> <hr/> <p>(略)</p> <p><b>第1 消防体制の整備</b></p> <p><b>1 消防計画の充実</b></p> <p>富良野広域連合消防本部は、消防の任務を遂行するため、<u>防災計画</u>の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう村消防計画の一層の充実を図る。</p>	<p><b>第9節 建築物災害予防計画</b></p> <hr/> <p>(略)</p> <p><b>第2 かけ地に近接する建築物の防災対策</b></p> <p>(略)</p> <p>2 村は、国及び道と協力して、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ<u>及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップ</u>を作成・公表する。また、村は滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の<u>安全性の把握及び耐震化を推進</u>する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第10節 消防計画</b></p> <hr/> <p>(略)</p> <p><b>第1 消防体制の整備</b></p> <p><b>1 消防計画の充実</b></p> <p>富良野広域連合消防本部は、消防の任務を遂行するため、<u>本計画</u>の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう村消防計画の一層の充実を図る。</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>表現の統一（軽微な変更）</p>
<p><b>第11節 水害予防計画</b></p> <hr/> <p>(略)</p> <p><b>2 予防対策</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 雨水出水浸水想定区域の指定</p> <p>村は、必要に応じて水防法に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水<u>継続時間</u>等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第11節 水害予防計画</b></p> <hr/> <p>(略)</p> <p><b>2 予防対策</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 雨水出水浸水想定区域の指定</p> <p>村は、必要に応じて水防法に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水<u>範囲</u>等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</p> <p>(略)</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>(5) 決壊・越水等の通報</p> <p>(略)</p> <p>図表 堤防等の決壊・越水等通報系統</p>	<p>(5) 決壊・越水等の通報</p> <p>(略)</p> <p>図表 堤防等の決壊・越水等通報系統</p>	<p>表記の統一 (軽微な変更)</p>
<p>(注) 消防機関の長、水防団長は水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報図に準じ、通報を行うものとする。</p>	<p>(注) 消防機関の長、水防団長は水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報図に準じ、通報を行うものとする。</p>	
<p>図表 異常かつ重大な状況が発生した場合におけるダムの通報系統</p>	<p>図表 異常かつ重大な状況が発生した場合におけるダムの通報系統</p>	<p>表記の統一 (軽微な変更)</p>

旧	新	備考
<p>(略)</p> <p><b>第 13 節 雪害予防計画</b></p> <hr/> <p>(略)</p> <p><b>第 1 村の体制</b></p> <p>(略)</p> <p>5 雪害時に適切な<b>避難勧告等</b>ができるようにしておくこと。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 予防対策</b></p> <p><b>1 除雪路線実施区分</b></p> <p>(1) 除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により分担して除雪を実施するものとする。</p> <p>ア 一般国道は、北海道開発局が行う。</p> <p>イ 道道は、北海道が行う。</p> <p>ウ 村道は、占冠村が行う。</p>	<p>(略)</p> <p><b>第 13 節 雪害予防計画</b></p> <hr/> <p>(略)</p> <p><b>第 1 村の体制</b></p> <p>(略)</p> <p>5 雪害時に適切な<b>避難指示等</b>ができるようにしておくこと。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 予防対策</b></p> <p><b>1 除雪路線実施区分</b></p> <p>(1) 除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により分担して除雪を実施するものとする。</p> <p>ア 一般国道は、北海道開発局が行う。</p> <p>イ 道道は、<b>道</b>が行う。</p> <p>ウ 村道は、<b>村</b>が行う。</p>	<p>備考</p> <p>法改正に伴う修正</p> <p>表現の統一（軽微な変更）</p> <p>表現の統一（軽微な変更）</p>
<p>(略)</p> <p><b>第 14 節 融雪災害予防計画</b></p> <hr/> <p>(略)</p> <p><b>第 1 村の体制</b></p> <p>(略)</p> <p>(5) 融雪災害時に適切な<b>避難勧告・指示</b>ができるようにしておくこと。</p> <p>(6) <b>災害の発生又は発生するおそれのある場合</b>における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること</p>	<p>(略)</p> <p><b>第 14 節 融雪災害予防計画</b></p> <hr/> <p>(略)</p> <p><b>第 1 村の体制</b></p> <p>(略)</p> <p>(5) 融雪災害時に適切な<b>避難指示等</b>ができるようにしておくこと。</p> <p>(6) <b>災害時</b>における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p>(略)</p> <p><b>第 15 節 土砂災害予防計画</b></p> <hr/> <p>(略)</p> <p><b>第 1 現況</b></p> <p><b>当村</b>における土砂災害に係る災害危険区域は、次のとおりである（資料 11～14 参照）。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 3 形態別予防計画</b></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>第 15 節 土砂災害予防計画</b></p> <hr/> <p>(略)</p> <p><b>第 1 現況</b></p> <p><b>村</b>における土砂災害に係る災害危険区域は、次のとおりである（資料 11～14 参照）。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 3 形態別予防計画</b></p> <p>(略)</p>	<p>表記の統一（軽微な変更）</p>

旧	新	備考
<p><b>1 地すべり・がけ崩れ等予防計画</b></p> <p>(1) 地すべり等予防対策</p> <p>住民に対し、土砂災害警戒区域及び地すべり防止区域の周知に努めるとともに、地すべり防止工事等の計画的な実施を推進する。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 土石流予防計画</b></p> <p>村及び防災関係機関は、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区に係る砂防・治山事業の計画的実施を推進する。</p> <p>また、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域及び土石流危険渓流の周知に努めるとともに、定期的な点検を行い、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り等）が発生した場合は、速やかに住民に周知し、避難を呼びかけるとともに、住民自身による防災措置（異常報告、自主避難等）などの周知・啓発を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第4 土砂災害警戒情報の伝達</b></p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難を支援することを目的とする気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び基本法第55条に基づき、市町村単位で発表される。</p> <p>なお、土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次のとおりである。</p>	<p><b>1 地すべり・がけ崩れ等予防計画</b></p> <p>(1) 地すべり等予防対策</p> <p>住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域及び地すべり危険区域の周知に努めるとともに、地すべり防止工事等の計画的な実施を推進する。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 土石流予防計画</b></p> <p>村及び防災関係機関は、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区に係る砂防・治山事業の計画的実施を推進する。</p> <p>また、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、定期的な点検を行い、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り等）が発生した場合は、速やかに住民に周知し、避難を呼びかけるとともに、住民自身による防災措置（異常報告、自主避難等）などの周知・啓発を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第4 土砂災害警戒情報の伝達</b></p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難を支援することを目的とする気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び基本法第55条に基づき、市町村単位で発表される。</p> <p>なお、土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次のとおりである。</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>法改正に伴う修正</p>
<p>図表 土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供</p>	<p>図表 土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供</p>	<p>表記の統一（軽微な変更）</p> <p>表記の統一（軽微な変更）</p>



旧	新	備考
<p>第5 土砂災害警戒区域等に係る村の防災対策について</p> <p>(略)</p> <p>2 <b>避難勧告等</b>の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>村は、道が策定した「<b>避難勧告等</b>の判断・伝達マニュアル」に基づき、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準等を明確にしたマニュアルを整備する。</p> <p><b>避難勧告等</b>の判断・伝達マニュアルの作成に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに<b>避難勧告等</b>を発令することを基本とした具体的な<b>避難勧告等</b>の発令基準を設定するとともに、土砂災害危険箇所等を<b>避難勧告等</b>の発令単位として事前に設定する。</p> <p>また、<b>避難勧告等</b>は、土砂災害危険箇所等と道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報において危険度が高まっている領域が重なった区域等を基本に発令する。</p> <p><b>避難勧告等</b>の発令については「第5章 第5節 避難対策計画」に定めるところによる。</p> <p>3 土砂災害緊急情報の活用</p> <p>(略)</p> <p>村は、この情報の周知に協力するとともに、<b>避難勧告等</b>の判断に活用する。</p> <p>(略)</p> <hr/> <p>第16節 積雪・寒冷対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第2 避難救出措置等</p> <p>(略)</p> <p>1 積雪・寒冷期に適切な<b>避難勧告、避難指示(緊急)</b>ができるようにしておくこと。</p> <p>(略)</p> <p>第3 交通の確保</p> <p>1 道路交通の確保</p> <p>災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。</p> <p>このため、村、道及び北海道開発局の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>第5 土砂災害警戒区域等に係る村の防災対策について</p> <p>(略)</p> <p>2 <b>避難指示等</b>の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>村は、道が策定した「<b>避難指示等</b>の判断・伝達マニュアル」に基づき、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準等を明確にしたマニュアルを整備する。</p> <p><b>避難指示等</b>の判断・伝達マニュアルの作成に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに<b>避難指示等</b>を発令することを基本とした具体的な<b>避難指示等</b>の発令基準を設定するとともに、土砂災害危険箇所等を<b>避難指示等</b>の発令単位として事前に設定する。</p> <p>また、<b>避難指示等</b>は、土砂災害危険箇所等と道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報において危険度が高まっている領域が重なった区域等を基本に発令する。</p> <p><b>避難指示等</b>の発令については「第5章 第5節 避難対策計画」に定めるところによる。</p> <p>3 土砂災害緊急情報の活用</p> <p>(略)</p> <p>村は、この情報の周知に協力するとともに、<b>避難指示等</b>の判断に活用する。</p> <p>(略)</p> <hr/> <p>第16節 積雪・寒冷対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第2 避難救出措置等</p> <p>(略)</p> <p>1 積雪・寒冷期に適切な<b>避難指示等</b>ができるようにしておくこと。</p> <p>(略)</p> <p>第3 交通の確保</p> <p>1 道路交通の確保</p> <p><b>災害時</b>には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。</p> <p>このため、村、道及び北海道開発局の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>法改正に伴う修正</p> <p>法改正に伴う修正</p> <p>法改正に伴う修正</p> <p>法改正に伴う修正</p> <p>法改正に伴う修正</p> <p>法改正に伴う修正</p>
<p>(略)</p> <p>第2 避難救出措置等</p> <p>(略)</p> <p>1 積雪・寒冷期に適切な<b>避難勧告、避難指示(緊急)</b>ができるようにしておくこと。</p> <p>(略)</p> <p>第3 交通の確保</p> <p>1 道路交通の確保</p> <p>災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。</p> <p>このため、村、道及び北海道開発局の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第2 避難救出措置等</p> <p>(略)</p> <p>1 積雪・寒冷期に適切な<b>避難指示等</b>ができるようにしておくこと。</p> <p>(略)</p> <p>第3 交通の確保</p> <p>1 道路交通の確保</p> <p><b>災害時</b>には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。</p> <p>このため、村、道及び北海道開発局の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>法改正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p data-bbox="172 254 649 289"><b>第 18 節 業務継続計画の策定</b></p> <hr/> <p data-bbox="157 359 1249 432"><u>災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するための業務継続計画</u>（BCP：Business Continuity Plan）の策定については、次のとおりである。</p> <p data-bbox="691 516 744 543">(略)</p> <p data-bbox="210 560 641 588"><b>第 1 業務継続計画（BCP）の概要</b></p> <p data-bbox="210 617 1249 827">業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に村や事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。</p> <p data-bbox="691 842 744 869">(略)</p>	<p data-bbox="1314 254 1792 289"><b>第 18 節 業務継続計画の策定</b></p> <hr/> <p data-bbox="1299 359 2392 478"><u>災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のための業務継続計画</u>（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、<u>業務継続性の確保を図るものとする</u>。策定については、次のとおりである。</p> <p data-bbox="1834 516 1887 543">(略)</p> <p data-bbox="1353 560 1783 588"><b>第 1 業務継続計画（BCP）の概要</b></p> <p data-bbox="1353 617 2392 827">業務継続計画（BCP）とは、災害時に村や事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。</p> <p data-bbox="1834 842 1887 869">(略)</p>	<p data-bbox="2421 350 2674 378">道計画の修正に伴う修正</p> <p data-bbox="2421 611 2674 638">道計画の修正に伴う修正</p>